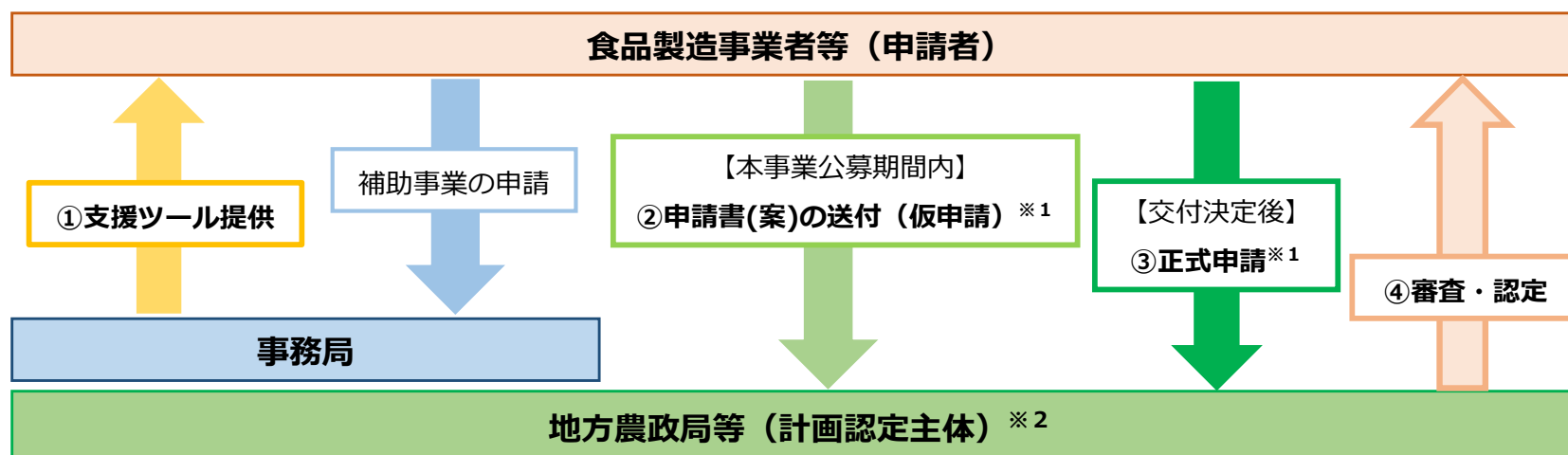


1. 産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画認定のフロー

安定取引関係確立事業活動の認定を受けておらず、今回の本事業の公募にあわせ、安定取引関係確立事業活動の認定を取得する場合は、以下の手続きが必要になります（「認定を受ける見込みがあること」の要件）。

- ①本事業の相談窓口等も活用し、「産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画申請書の記載方法」「安定取引関係確立事業活動計画に関するよくある質問」などの支援ツールを用いて、今回の本事業の申請内容に即した安定取引関係確立事業活動計画に係る認定申請書（案）を作成。
 - ②本事業の公募期間中に、作成した認定申請書（案）を、本資料「3. 申請窓口一覧」に記載した申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等に提出（仮申請）。
 - ③交付決定後速やかに、必要により修正等を行った安定取引関係確立事業活動計画に係る認定申請書などの申請書類一式を、②で認定申請書（案）を提出した地方農政局等に正式申請。
- （注）正式申請の際に、申請書類一式とともに、計画認定後に農林水産省のHP上で公表する安定取引関係確立事業活動計画の概要（案）を作成し、添付してください（計画の概要については、地方農政局等との調整を経たうえでHPに掲載されます。）。
- ④地方農政局等が計画を審査・認定。

安定取引関係確立事業活動計画の申請・認定フロー



※1：②仮申請、③正式申請にあたっては、本資料「2. 仮申請・正式申請時の留意事項」を参照。

※2：農研機構の設備の供用等、日本政策金融公庫のスタンド・バイ・クレジット、産業競争力強化法の特例及び食料システム機構の債務保証の活用を希望している場合、申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合は本省申請。

2. 仮申請・正式申請時の留意事項

➤ 仮申請・正式申請にあたっては、それぞれ以下の（１）（２）に留意してください。

（１）安定取引関係確立事業活動計画の「仮申請」

- ①提出期限：公募期間内
- ②提出先：申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等（「3. 相談・申請窓口一覧」を参照）
- ③提出書類：安定取引関係確立事業活動計画に係る認定申請書（案）（別記様式第1号及び別記様式第2号）
（※公庫の長期低利融資などの計画認定制度の特例措置を活用したい場合は、それぞれの特例措置に必要な申請書類）
- ④提出方法：メール
 - ・ 件名：「仮申請：令和7年度産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動の申請（〇〇〇〇）」（※〇〇〇〇は会社名を正式名称で記載）

（２）安定取引関係確立事業活動計画の「正式申請」

- ①提出期限：交付決定後速やかに
- ②提出先：申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等（（１）と同じ提出先）
- ③提出書類：
 - ・ 安定取引関係確立事業活動計画に係る認定申請書（別記様式第1号及び別記様式第2号）
（※公庫の長期・低利融資などの計画認定制度の特例措置を活用したい場合は、それぞれの特例措置に必要な申請書類）
 - ・ 定款又はこれに代わる書面
 - ・ 最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 農林水産省HP掲載用の安定取引関係確立事業活動計画の概要（案）
- ④提出方法：メール
 - ・ 件名：「正式申請：令和7年度産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動の申請（〇〇〇〇）」（※〇〇〇〇は会社名を記載）

3. 申請窓口一覧



➤ 申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等に提出してください。

地方農政局等	部署名	電話番号	メールアドレス※	管轄都道府県
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8574	shokuryosystem_hokkaidou★maff.go.jp	北海道
東北農政局	経営・事業支援部 食品企業課	022-221-6146	shokuryosystem_tohoku★maff.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	経営・事業支援部 食品企業課	048-740-0397	shokuryosystem_kanto★maff.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	経営・事業支援部 食品企業課	076-232-4149	shokuryosystem_hokuriku★maff.go.jp	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	経営・事業支援部 食品企業課	052-746-6430	shokuryosystem_tokai★maff.go.jp	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	経営・事業支援部 食品企業課	075-414-9024	shokuryosystem_kinki★maff.go.jp	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	経営・事業支援部 食品企業課	086-222-1358	shokuryosystem_chushi★maff.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	経営・事業支援部 食品企業課	096-300-6367	shokuryosystem_kyushu★maff.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	098-866-1673	shokuryosystem_oki.t5f★ogb.cao.go.jp	沖縄県

※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください。

➤ **次の①～⑤の場合は、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室が申請窓口**になりますので、下記連絡先にご相談ください。

- ① 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の有する設備等の供用等の特定の活用を希望している場合
- ② 日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）に係る特例の活用を希望している場合
- ③ 産業競争力強化法の特例の活用を希望している場合
- ④ 食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を希望している場合
- ⑤ 申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合

①～⑤の相談・申請窓口	電話番号	メールアドレス
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食料システム連携推進室	03-3502-8051	shokuryosystem_keikaku★maff.go.jp